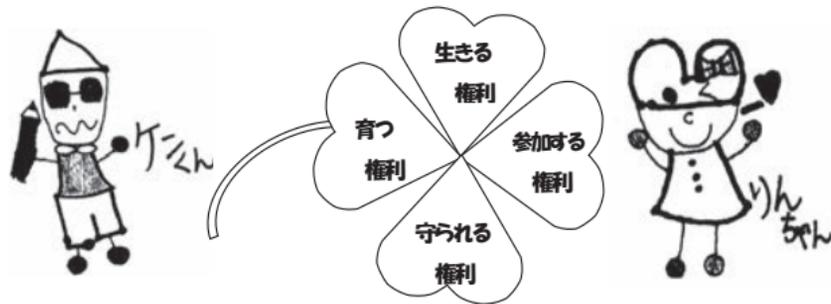


シリーズ：子どもの権利 No.70

11月20日は、「泉南市子どもの権利の日」

泉南市子どもの権利に関する条例では、毎年11月20日を「泉南市子どもの権利の日」と定めています。泉南市に「子どもの権利に関する条例」が生まれて6年。市内の小中学校や就学前施設でも、11月20日の前後には、子どもたち自身が「子どもの権利」について学ぶため、さまざまな取組が行われています。

子どもには、自分の思いや願い、気持ちを表現し、それを尊重してもらう権利があります。そして、この権利を守るためには、子どもの話を聞く大人の存在が必要です。11月20日、ちょっと意識して、子どもと遊んだり、対話したりしてみませんか。そして、一緒に「子どもに優しいまち」「みんなに優しいまち」をつくる、パートナーとなっていきましょう。



12月2日(日)、文化ホールで行われる「2018 人権週間市民の集い」に「せんなん子ども会議」のメンバーも参加します。皆さんも、どうぞお越しください。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)